

議第百十号

令和七年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和七年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金一、四八五、四四八、七三九円を次のとおり処分するものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 資本金への組入れ 七八六、八三九、〇二〇円
- 二 減債積立金の積立て 三七七、〇〇五、八四六円
- 三 建設改良積立金の積立て 三二一、六〇三、八七三円

